

意見書 平成24年9月18日

みやざき・市民オンブズマン 野中公彦

下記1の諮問事件について、意見致します。

「1 諮問事件

諮問番号：平成24年(行情)諮問第312号

事件名：食糧・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会
議事録等の一部開示決定に関する件」

情報公開法 第条第1項の規定に基づき農林水産大臣が平成24年2月27日付け23消安第5670号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）に対する開示請求者である当方からの異議申立てに関し、諮問庁が、情報公開法第18条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問するに当たり、諮問庁が原処分を維持することについての「理由説明書」の交付（平成24年8月6日付け）があった。

上記「理由説明書」は、諮問庁の勝手な屁理屈である「論難されるおそれ」を振りかざすのみで、当方の異議申立てに本質的部分で何ら説明していない。

また諮問庁による原処分、原処分維持は、少なくとも以下の理由により、情報公開法に定められている国民の行政文書の開示を請求する権利の行使をあからさまに妨害する公務員職権濫用罪であることを指摘しておく。

本件は、食糧・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下小委員会）第16回から第19回までの議事録、録音記録等に関する件であるが、当方は、小委員会議事録（第10回から第15回）についても平成22年9月14日付で開示請求と後に異議申立てを行っており、結果として平成24年3月21日付(府情個第861号)で情報公開・個人情報保護審査会（以下審査会）から諮問庁へ異議申立人が開示すべきとする部分については、審査会が指摘した部分を開示すべきである旨の答申書が交付されている（結果諮問庁は

以前の非開示部分を極一部開示)。

第16回(持ち回りのため不存在とされた)を除く第17回から第19回までの小委員会議事録は、第10回から第15回に係る審査会の答申で開示すべきとされた農水省職員の職務遂行上の情報である明白な部分まで非開示となっているが、それにもかかわらず、性懲りもなく「原処分維持」とする諮問庁の処分は、情報公開法に定められている国民の行政文書の開示を請求する権利の行使を妨害する職権濫用である。